

○厚生労働省訓第38号

(部内一般)

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 7月11日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、平成29年 7月11日から施行する。